

一般 高齢者等世帯に対するごみ出し支援

東 和子 (みどり21)



国においては、令和7年を見据えた地域包括ケア計画により、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を構築することが示されてきた。

◎ 菊川市における最新の75歳以上の高齢者数、高齢者のみの世帯数及び高齢者の単身世帯数について伺う。

▲ 県が実施した令和7年度高齢者福祉行政の基礎調査において、本市の4月1日時点の75歳以上の高齢者数は7328人である。高齢者のみ世帯数と単身世帯数については、65歳以上のみ公表されているため参考値となるが、高齢者のみ世帯数は4508世帯、そのうち単身世帯数は2287世帯である。



◎ 特別交付税が交付される高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業を、生活支援体制整備事業の一つとして取り組んでいただきたいが、その見解について伺う。

▲ 現在、利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる入浴、食事などの支援や、普段の生活におけるちょっとした困り事など、身体介護以外の支援をシルバー人材センターへの委託により実施するサービスがあり、この中でごみ出し支援を受けることが可能である。

一般 各種ハラスメントをなくすために

小林 博文 (みどり21)



働きやすい、働きたい職場の環境整備のため、各種ハラスメントに対する定義づけ、未然防止等の観点から、条例制定の検討が必要と感じ質問した。

◎ 各種ハラスメントに関する規程や、第三者機関を含む通報先はあるか。

▲ パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等ハラスメントに関し、防止や対策に関する規程を設けている。通報先は所属長や総務課と規定しているが、第三者機関の公平委員会にも通報できる。

◎ 各種ハラスメント疑い事案が発生した際、関係者のプライバシー保護や不利益を被ることのない配慮は。

▲ 規程の中で定めている。通報を受けて聞き取りを行う際、他の職員が目につかない場所で行うなど、規程に沿って慎重な対応をとっている。

◎ 各種ハラスメント疑い事案の加害者が組織外の人物だった場合の対応措置は。

▲ 規程に基づき事実関係を調査し、当事者に対して関係機関と連携して対応する。

◎ 各種ハラスメント防止に対する研修の内容及び実施頻度は。

▲ 研修は年1回、定期的に職位を変えて実施している。事例紹介や判断軸を学び、相談窓口も周知している。

◎ 各種ハラスメント防止の観点から条例を制定する考えはないか。

▲ 組織内のハラスメントには規程を設けている。カスタマーハラスメントを含めた条例制定は、他自治体等の情報を収集し、制定に向け検討する。

